

第1章

計画の大綱

第1章 計画の大綱

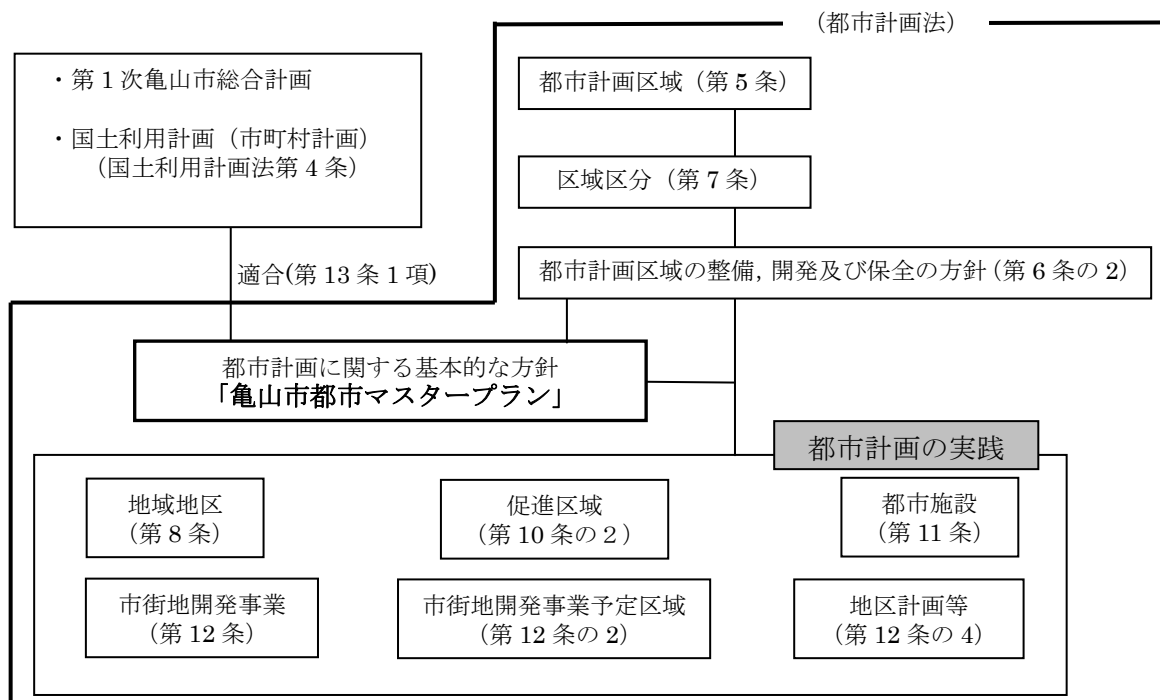
1. 策定の目的と役割

(1) 都市マスタープラン策定の目的

本計画は、都市計画法第18条の2において規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市マスタープラン」という。）を策定するものであり、亀山市の都市づくりの基本理念や土地利用（市街地、森林、農地等）及び都市施設（道路、公園、下水道等）の整備に関する基本方針を明らかにすることで、将来にわたり暮らしやすい都市を形成することを目的としています。

(2) 都市マスタープランの役割

- 1) 亀山市都市マスタープランは、平成18年度に策定した「第1次亀山市総合計画（以下、総合計画という。）」の土地利用構想を具体化するとともに、都市形成の基本的な方針を定めることで、各地域が連携し魅力ある都市を形成するための指針としての役割を担います。
- 2) さらに、都市マスタープランの基本方針に基づき、市民、事業者、行政がお互いの信頼のもと協働により都市づくりや地域づくりに繋げていくための仕組みなどを構築することで、総合的な都市づくり、地域づくりの指針としての役割を担います。



図一 都市計画体系における「都市マスタープラン」の位置づけ

2. 都市マスタープランの概要

(1) 策定区域

亀山市行政区域全体とします。

(2) 策定主体

亀山市

(3) 計画期間

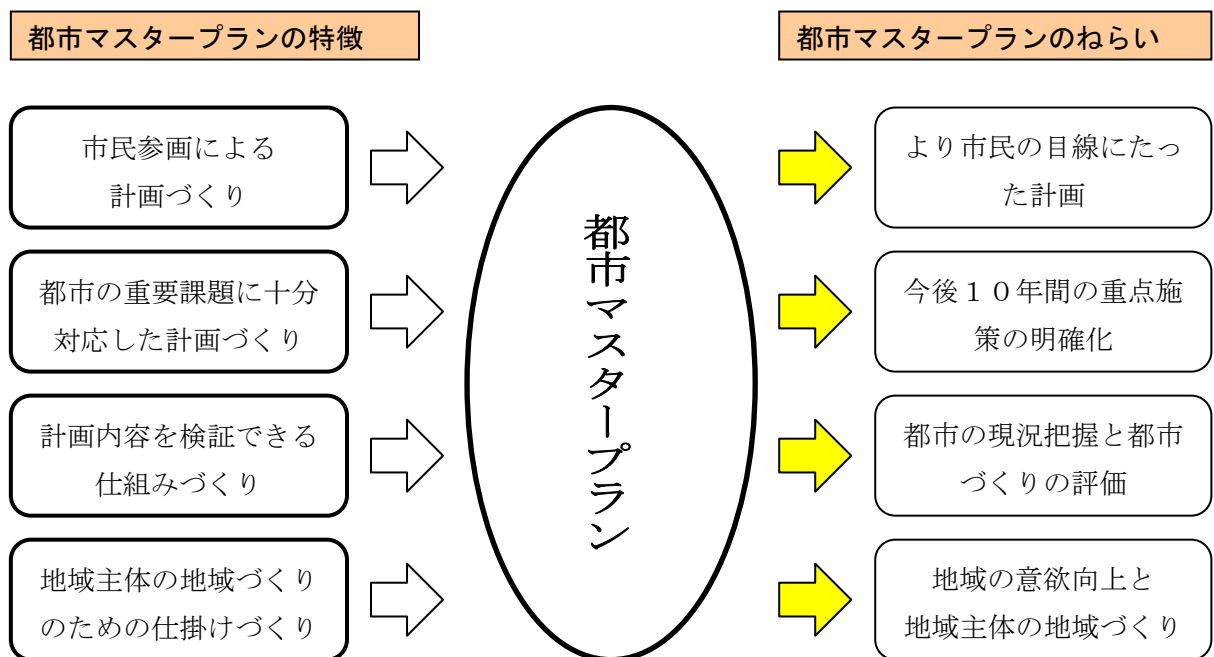
目標年次は、おおむね10年後の平成30年（西暦2018年）としますが、途中段階でも必要に応じて見直しを行います。

(4) 亀山市都市マスタープランの特徴とねらい

都市マスタープランの策定にあたっては、策定段階から市民の声を反映するため3回の市民ワークショップや市民協議会での市民及び事業者の目線での計画策定及び亀山市のホームページ上での策定内容の提示など、市民、事業者、行政が協働で策定作業を進めました。

また、都市の課題解決に十分対応したマスタープランとすることで今後10年間の重点施策の明確化を図っています。

一方、計画づくりの2年間ですべて完結するのではなく、次につなげるきっかけ、言い換えれば、地域主体の地域づくりへの第1歩といった意味合いも含めて策定しています。このため、本格的な市民、事業者、行政のパートナーシップによる都市づくり、地域づくりはこの計画を基本方針として、これから始まるといえます。



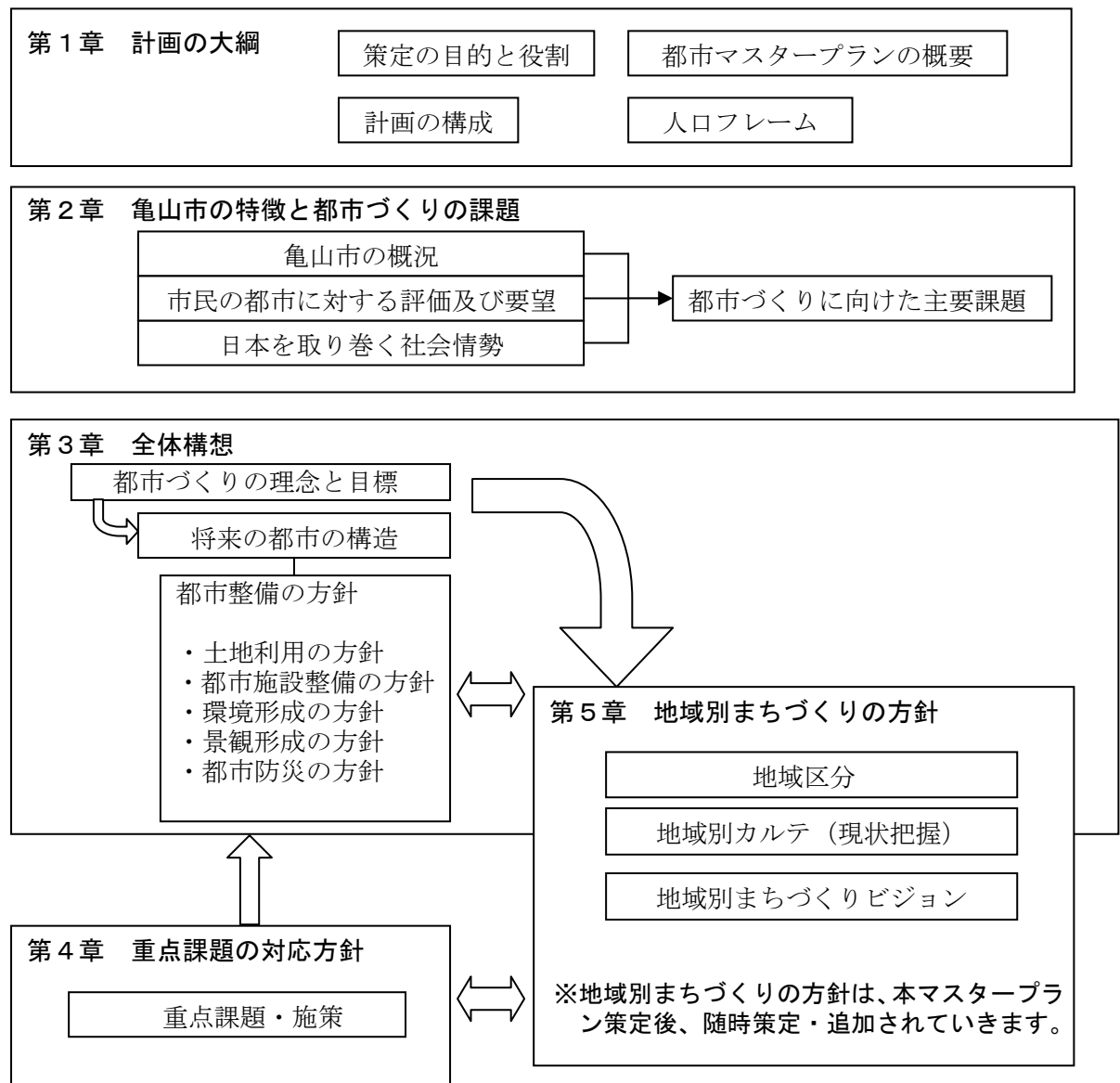
図一 亀山市都市マスタープランの特徴とねらい

3. 計画の構成

亀山市都市マスタープランの特徴とねらいで示したように、都市の課題解決に十分対応したマスタープランとするため、従来の全体構想に加えて重点課題の対応方針を第4章で整理しています。このことにより課題解決のために必要な具体的対応施策を明確にすることで、都市計画の運用に実効性のあるマスタープランとなります。

一方、本マスタープランでは、地域の現状を把握できる地域カルテや今後の地域づくりのベースとなる地域の特徴や課題を地域と一体となって作成することで、今後の地域づくりの基礎資料となるように配慮しています。

なお、計画については、10年後を目標年次とし、長期的な視点にたった将来の都市の姿を示したものです。このため、社会経済状況の変化により大きく都市の方向性が変化することも考えられます。このように都市の将来にとって大きな影響を与える状況の変化が発生した場合は、本計画の見直しを行うものです。



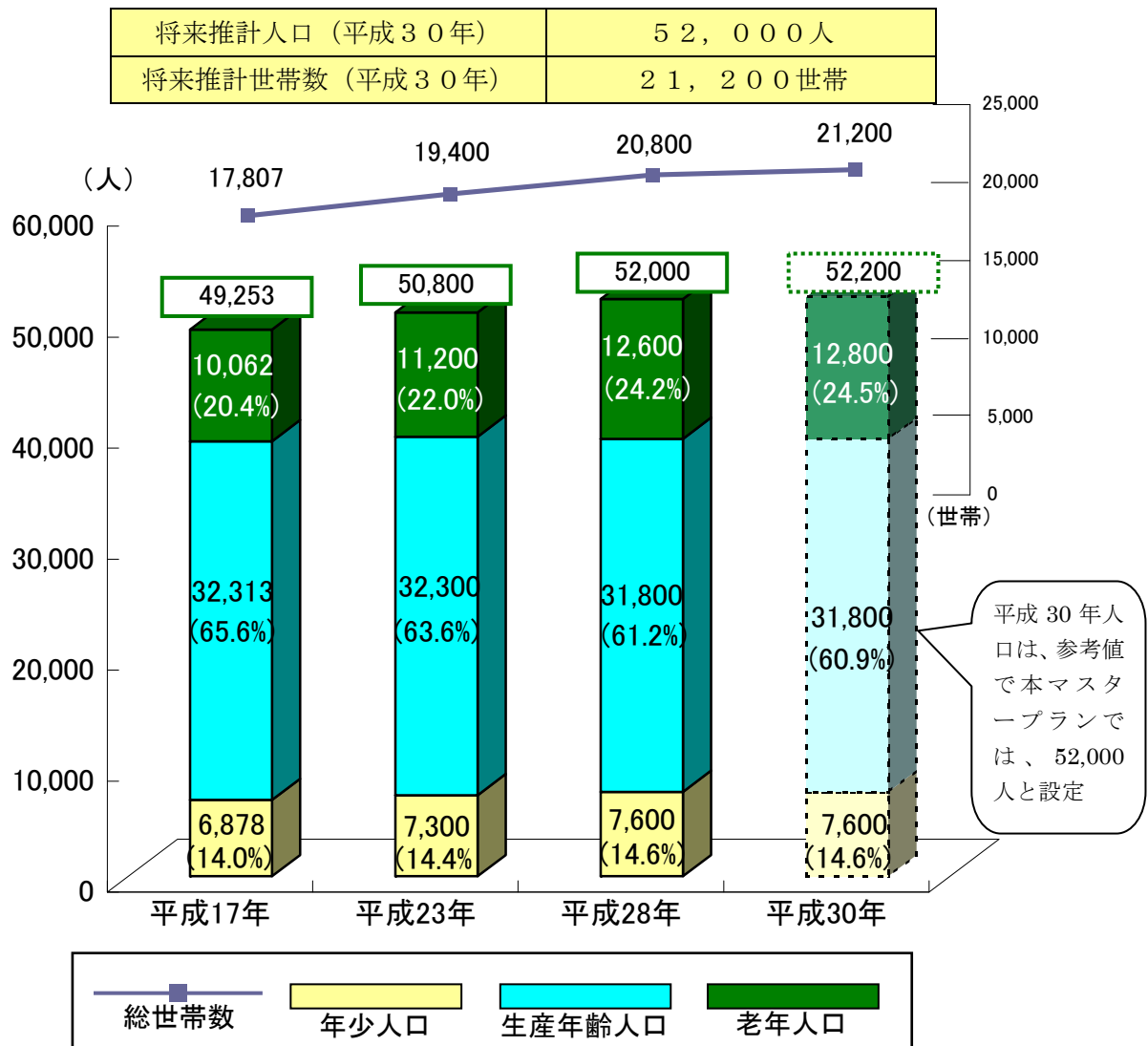
図一 計画の構成

4. 人口フレーム

(1) 人口フレームの推計

都市マスタープランの目標年（平成30年）人口は、上位計画である総合計画との整合性を図るため、以下に示す総合計画の想定目標人口 52,000 人の設定方法に準じ平成30年の人口を推計し、総合計画と同じ 52,000 人（推計値は 52,200 人）を将来推計人口とします。

また、世帯数についても総合計画の将来推計世帯数である 21,200 世帯を目標世帯数と設定します。



図一 将来推計人口・世帯数

（資料：第1次亀山市総合計画【平成19年3月】）

※将来推計人口については、コーホート要因法による開放型（人口の移動（転出入）が過去20年間の傾向で進むと仮定）により推計をしているため、三重県都市マスタープランの推計とは異なります。

